

新たな管理型最終処分場候補地選定委員会

第5回委員会（非公開審議）

委員長：そうしましたら、時間になりましたので議事を再開いたします。議題の（1）ですね、3次スクリーニングの評価結果について（案）ということで、目の前に膨大な資料がございますが、これを用いて事務局からご説明をお願いします。

事務局：はい、それでは、休憩をはさみまして再開ということで、今、休憩の間にお配りさせていただきました資料の中で、オレンジ色の右肩に資料1と書いたA4横のこういった資料がございますが、まずそれを使いまして順番に説明をさせていただきますので、よろしくお願いをします。

資料を1ページおめくりいただきまして、右側のページ、右下に2とページをふっているページがございます。まず、評価項目でございますけれども、前回の第4回委員会におきまして評価項目を決定いただきました。アにその評価項目が掲げてございますし、イとしまして評価項目ごとの評価基準を決定いただきました。自然的条件として2項目、社会的条件として8項目ということで、あわせて10項目の評価項目を決定いただきまして、それぞれの評価基準を示していただいたところでございます。ウとして前回の第4回委員会の審議におきまして、意見がございました最初の報告事項のところでもご説明させていただいたところでございますけれども、改めて主な意見ということで、2点書かせていただいています。1点目が希少野生植物だけでなく、移動性の小さい動物も考慮する必要があるということでございました。もう1点がこれは先程からも何回か話題になっているところでございますけれども、評価につきましては○△×で行って、その結果をどう判定するのかを委員会において審議をしましょうというようなことでございました。その結果、いただきましたご意見を踏まえまして、評価項目ごとに評価をするということで、次のページをお開きいただきたいと思います。

2番目としまして評価結果案でございます。アとして、評価項目ごとの評価にこれから入ってまいります。①の地形判読についてでございます。そもそも今回、候補地選定の対象となる土地というのは、ほとんどが谷地形でございますので、これから出てまいりますような地すべり地形ですとか、土石流が起こりうるような所はございます。それは前提でございますけれども、そうした土地の中で地形判読をすることによって、その地形や土地の履歴を見ることによって評価をしていこうというものでございます。その水色の囲みの中にありますように、過去に発生した土砂の移動の痕跡、跡ですね、地すべり地形とか崩壊跡地とか、あるいは軟弱地盤とかいったようなものを国土地理

院の地形図、25,000の1でございますけれども、それとか国立研究開発法人産業技術総合研究所などの既存資料、既存資料につきましてはアスタリスクのところに具体的に書いてございますけれども、こういったものを使って判読をするとともに、地質の分布情報を加えて長期的に同じような土砂移動現象が発生する可能性があるかどうかということの評価をいたします。今回、用いました地形図が縮尺25,000分の1ということでございますので、この25,000分の1の縮尺によって判読できるものとしましては、土砂移動の痕跡なんかの大規模なものということになります。このような大規模な移動の痕跡がある場所におきましては、斜面の掘削の工事を行うことによって、それが土砂移動現象を誘発する可能性もあるということから、こうした土地は大規模な開発には適していないと考えられます。また、この委員会におきましても当初から防災の観点というのは非常にポイントをおいて検討しているところでございます。結果でございます。下の赤いところでございますけれども、地滑り地形とか土石流の発生に関する地形とか、深層崩壊跡地とか、リニアメントといったようなものを確認いたしまして、大規模な土砂移動の痕跡を確認できる場所、8箇所ございます。これは後ほど、ちょっと詳しく図面を見ていただきながらご説明させていただきますけれども、その8箇所につきましては土砂災害に対する大規模な対応が必要な箇所として対策を行えば、土砂災害のリスクを回避することが可能ではあるわけではございますけれども、この委員会での評価、候補地選定における評価としましては×評価と、それ以外の19箇所を○の評価とするというふうに私どもとして考えたところでございます。次の4ページに移らせていただきまして、2番目の希少野生動植物の生息地というところでございます。まずアとしまして、希少野生植物の生息地でございます。前回の委員会の資料におきましては、生息地が調査対象地から2km以内の範囲にあれば△、その対象地内にあれば×とするというふうにしておりましたけれども、審議の中で生息地は多数ある、ほとんどの場所が△か×の評価となるという意見がございましたので、その意見を受けまして評価の基準を再検討することといたしました。その再検討した結果が、その黄色の下矢印が出ておりますけれども、その下の囲みでございます。植物につきましては、高知県のレッドリストの植物編、2010年の改訂版におけます絶滅危惧の1類、CR、ENという以上の種、それと高知県希少野生動植物保護条例の第7条第1項の規定による県指定の希少野生動植物、この植物は4種でございますけれども、ということとし、このレッドリストで判定されていない種については環境省のレッドリスト2012、これにおきます絶滅危惧1類以上の種を評価の対象とするというふうにいたしました。なお、この生息地の情報につきましては、県立の牧野植物園にご照会をさせて

いただきまして得られた情報でございまして、内容としましては、1km²のメッシュ図による情報でございまして、このメッシュ図と今回の調査対象地と重ね合わせました図でその位置関係を確認するというにいたしました。そのメッシュ図と調査対象地の重ねた図を植物の専門家である委員にご確認をいただき、生息地と調査対象地が重なった場合を△の評価、重ならない場合を○の評価とするのが適当である、×は判定しないとするというようなご意見をいただいたところでございます。ただ、この○とか△というのはあくまでも、この段階での評価でございまして、もし建設予定地に決まった場所の箇所につきましては、環境アセスメントによりまして、詳しい調査を実施するというふうなことを考えてございます。そうした観点で評価、確認しましたところ、生息地と調査対象地が重なる箇所が7箇所、これ△となりまして、それ以外の20箇所が○というふうな評価となったところでございます。次の5ページをお開きいただきたいと思います。(イ)の希少野生動物の生息地でございます。これも前回4回目の委員会資料では動物は移動などもありますから生息地調査が必要となり、全箇所において生息地調査を行うことは難しいことから評価を除くということでご提案をさせていただいたところでございますけれども、前回の委員会審議の中で移動性の小さい動物については考慮すること、というふうな意見をいただきまして、改めて移動性の小さな動物の生息地と2次調査対象地との位置関係を評価することといたしました。その次の黄色の矢印の下向きの矢印のところでございますけれども、動物の生息地情報につきましては、それぞれ種類によりまして、専門の方がいらっしゃる、その方個人が所有する情報というものがございまして、このため、まず希少野生動物の対象とするものとして、高知県希少野生動植物保護条例、植物のところから出てきましたけれども、この第7条第1項の規定によります県指定の希少野生動植物、これが11種ございます。植物が4種、動物が7種でございまして、この動物の7種のうち移動性の小さな種を評価の対象とするということにいたしました。その7種を見ていきますと、この7種のうちでツキノワグマがございまして、これは非常に移動性の大きいものであるということと、あとイトミミズハゼ、トビハゼ、シオマネキ、この3種につきましては、生息する場所が汽水域、あるいは干潟ということにございまして、今回、最終処分場の調査対象地はそうした場所ではない関係から評価の対象から外すことといたしまして、残りの3種、具体的な名称としましては、そちらに書いてありますように、ヒナイドジョウ、ドジョウですね、それとトサシマドジョウ、それからヒラコベソマイマイ、これ貝類というか、カタツムリのようなものだということにございまして、この3種類を評価の対象としまして、それぞれのご専門家の方に生息

地の確認をすることというふうにいたしました。その結果、その下の矢印の下でございますけれども、生息地の確認をしましたところ、ヒナインドジョウとヒラコベソマイマイの生息地は今回、調査対象地の中には確認されませんでしたけれども、トサシマドジョウの生息地である3河川の流域の中に調査対象地が4箇所確認されたところでございます。このトサシマドジョウでございますけれども、本州と四国に分布をするということで、四国の中では高知県の西は新荘川から東は安芸の伊尾木川までの間に生息をしているということでございまして、比較的分布の範囲が狭いということと、開発行為などによる環境変化によって数がすごく減ってきているというようなところでございます。この具体的な生息地でございますけれども、芸西村の和食川、香南市の夜須川、須崎市の奥浦川というこの3つの河川の流域内と調査対象地が重なる場合を△、重ならない場合は○として、×判定はしないということといたしました。ただし、植物と同様に、○または△の評価であっても建設予定地に決定した場合は環境アセスメントによる詳細な調査を実施するということといたしたところでございます。そうして、確認した結果、生息地と調査対象地とが重なる4箇所、これは△ということで、それ以外の23箇所は○というふうになったわけでございます。繰り返しになりますけれども、(ウ)としまして希少野生動植物の生息地につきましては、建設予定地に決定した後、環境アセスメントによりまして、今回の評価の対象とした種だけでなく、全般にわたりまして、文献および現地調査を実施をする地点、新たな生息地が確認された場合には対策を講じることが必要であるということとしております。その次が6ページに移りまして、③としまして、建物の立地状況でございます。廃棄物の運搬車両ですとか、最終処分場での埋立作業によって発生します騒音とか振動の影響を考えますと、その近辺に建物がないということが望ましいために、建物の立地状況によって評価をするということで、調査対象地から1,000m以内の範囲にある建物を25,000分の1の地形図により確認をするということといたしました。その結果、1,000m以内に何か建物が無ければ○、500mを超えて1,000m以内にあれば△と、500m以内にあれば×というふうな評価をいたしました。その結果、○が1箇所、△が7箇所、×が19箇所となりました。次の4番の保育所、幼稚園、学校でございます。これも建物と同じ、立地状況と同様に、距離によって評価をいたしました。これにつきましては、市町村のホームページに掲載されています保育所等の住所等の情報、それと国土交通省の国土数値情報によりまして、その位置を確認したところでございます。確認の結果、○が22箇所、△が4箇所、×が1箇所でございます。次のページをお開きいただきたいと思います。7ページの上のほうに5番としまして、病院、診療所の立地状況の確認でござ

います。これも同様に調査対象地から 1,000m 以内の施設の位置、これを県の健康政策部の医事薬務課というところが病院、診療所の情報を毎月更新してホームページに掲載してございますので、そのホームページ掲載の情報によりまして、確認をいたしました。その結果、○が 26 箇所、△が 1 箇所、×が 0 箇所でございます。その下、6 番が水道水源の状況でございます。新たな施設は基本構想の中で処理水は放流しない、無放流を予定しているところでございますけれども、県の産業廃棄物処理指導要綱の中では水道の取水地点から上流 1,000m 以内の区域では原則、最終処分場を設置してはいけないというふうに規定されておりますことから、水道水源の状況を評価するものでございます。これは調査対象地から 1,000m 以内の範囲にある水道水源の位置、こちらのほうも県の健康政策部の食品・衛生課というところが水道の業務を所管しているところでございますけれども、そちらのほうが所有しております水道水源の位置図、これによりまして確認をしたところでございます。1,000m 以内になれば○、上流の 1,000m 以内に水道水源があれば△、下流の 1,000m 以内に水道水源があれば×というふうなことで確認をしました結果、○が 21 箇所、△が 5 箇所、×が 1 箇所でございます。その次、8 ページでございます。⑦としまして、文化財の位置を評価いたしました。こちらのほうも建設工事にともなう土地の改変ですとか、廃棄物運搬車両による影響から文化財を保護する観点から、調査対象地周辺の文化財の位置を評価するものでございます。当初の選定エリアの時に、調査対象地の中にこういったものがある所は除外区域として除外してきたわけでございますけれども、調査対象地から周辺の史跡名勝、天然記念物等の位置を、GIS 上で確認をしたものでございます。その他に、国指定の文化財とか、国登録有形文化財とかというものもございまして、その中で移動が可能な美術工芸品、例えば絵画であったり、仏像であったりとか、古文書であったりとか、というふうなものを除きます有形の文化財を対象といたしました。この位置情報につきましては、県の教育委員会の文化財課、それと各市町村の教育委員会に照会をいたしまして、位置情報を確認したところでございます。1,000m 以内になくという○の箇所は 11 箇所、500m を超え 1,000m 以内にあるという△の評価の箇所が 9 箇所、500m 以内にあるという×の評価の箇所が 7 箇所でございます。その次が 8 番目、神社仏閣の位置でございます。これも文化財と同じように神社仏閣を保護する観点から、調査対象地周辺の神社仏閣の位置を評価したものでございます。これにつきましては、25,000 分の 1 の地形図の情報に基づきまして確認をしました。なお、この地形図以外に神社仏閣の位置の情報があるかもしれないということで、神社につきましては、高知県神社庁、それから仏閣につきましては高知県仏教会という団体がござい

して、そちらのほうにも確認したところがございますけれど、すべてのそうした施設の位置を示した情報というのは確認できませんでした。なお、次の現地踏査におきまして、調査対象地近辺の状況は確認することといたします。そうした上で、1,000m 以内でないという○の評価のところは 5 箇所、500m を超え 1,000m 以内にあるという△評価が 13 箇所、500m 以内にあるという×の評価が 9 箇所ございました。ページをおめくりいただきまして、9 ページでございます。9 番としまして、進入道路整備の必要性についてでございます。前回の第 4 回委員会では進入道路の整備の延長の長い、短い、長短が事業費に影響を与えてくるということのために、車両が進入できる最寄りの道路から施設までの進入道路の整備が必要となる延長を判断して評価するということとしておりました。その評価につきましては、25,000 分の 1 の地形図で確認して、既設道路がないのであれば、進入道路新設が必要と。幅 3m 未満の道路があるということであれば、道路の拡幅が必要であるというふうに判断をするということにしておたわけでございますけれども、実際のところ、地形図により確認できた既存道路というものが様々な状況でございました。例えば、尾根に存在する道路であったりとか、谷地形の下流側から進入する道路であったりとか、という所でございます。実際、現地を見て確認してみないと、なかなか正確な判断、評価ができないというふうなことになりましたので、今回、この進入道路の整備の必要性につきましては、現地踏査の結果を踏まえて評価をすることといたしまして、今回の 3 次スクリーニングの評価からは除くようにしたいと考えたところでございます。次の 4 次スクリーニングで、この前半でご決定いただきましたけれども、その中にも進入道路につきまして、既存道路の状況の確認というのがございましたので、この中で合わせて確認していくようにしたいということを思っております。それで次のページ、10 ページでございますけれども、⑩の廃棄物運搬の利便性について、でございます。前回の第 4 回委員会で、廃棄物運搬の利便性につきましては、廃棄物発生量の多い県の中央部からより近いほうがいいということで、県の中心部からの距離を、直線距離により評価することとしておりました。実際にそうした時に、実際に見てみますと、より実態に近い道路の走行距離、運搬距離ですか、これをもとに評価を行わないと利便性の判断というのは正確に判断することが難しいのではないかとということとを考えまして、選定エリアの検討の時にも使用しました道路交通センサスに基づきまして、県庁から調査対象地の最寄りの幹線道路までの距離を算定して、評価を行ったところがございます。28.9 キロというのが県庁から現在の日高村のエコサイクルセンターまでの道路距離でございましたので、28.9km より近くにある所は○、28.9km を超える所を△ということでの評

価とさせていただきます。そういうような形で確認しましたところ、○が 13 箇所、△が 14 箇所でございます。次、ページをおめくりいただきまして 11 ページでございます。以上のように評価項目が 10 項目、これの評価が終わりましたので、次に評価結果の整理をするというところでございます。10 個の○△×が付きましたので、○の評価が多く、かつ×の評価が少ない箇所、それほど最終処分場の整備に適した箇所といえるというようなことで、まずは調査結果の集計を○の多い箇所、それから×の少ない箇所の順で整理をいたしますと、その下の左側でございます表①のとおりの分布となりました。それで、下の黄色の矢印の先の赤い部分でございますけれども、この委員会ではこれまでも防災の観点に重きをおいておりますので、地形判読の結果、×の評価となった 8 箇所、これは防災の観点から最終処分場の整備に望ましくないとして、仮に除外をすれば、表②のとおりとなるということで整理をし直したところでございます。ここで、委員の皆様のお手元にお配りをしています資料の中で、右肩に委員限り、資料 5 と書いた A3 の図面、評価根拠図 2 というふうに書いた図面があります。緑色のクリップで止めた資料でございますけれども、こちらのほうをご覧いただきたいと思います。お手元の準備できましたでしょうか。それでは順番に×の 8 箇所につきまして、ご説明をさせていただきます。ページお開きいただきまして、最初の 08 の箇所から順番にご覧いただきたいと思います。こちらのほうですけれども、真ん中の上にこの評価の対象となりました図が載っておりますけれども、それはその下の参考というところに 6 つ図がございます、地形図とかいうものの情報をまとめてこの 1 枚の図面にしたものでございます。赤い囲みで囲んだところが今回の調査対象地の範囲でございます。その外側の大きく青で囲んでいるのが、この調査対象地を含む最小の流域でございます。それから黒く丸で囲んでいる小さいのがございますけれども、これが地滑り地形で、これには出ておりませんが、あとは何というのでしょうか、きれいなピンクの、濃いピンクというのでしょうか、その直線がいくつも並んでいる、これがリニアメントということで、この土地の地下の情報とかあるいは地表の情報とかを、この地表の表面で見ると、こういうふうな線形に見えるような形になっているというふうに言ったらいいのでしょうか。そんなところが見えるものがリニアメントと呼ぶようでございますけれども、そういったものでございます。それから、茶色の矢印が出ているのは土石流が発生する可能性のある谷というところでございます。ちょっと線の種類がちょっと見えにくいのですが、実線が明瞭になっているもの、破線が不明瞭というところでございまして、このリニアメントについては、破線ということで不明瞭なリニアメントというふうに見ていただいたらよろしいかと思います。

コメントがその図面の左の下側の部分にございますけれども、こちらを見ていただけたらいいかと思えます。例えばこの 08 の場所でしたら、調査対象地内および周辺に地滑り地形および土石流が発生する可能性のある谷が認められるが、いずれも規模が小さく今後の調査設計で対応可能と考えられる。また不明瞭なリニアメントが見られるものの、現段階の評価に影響を与えるほどのものではないというふうな評価をさせていただいたところでございます。評価結果としてはこちら○というところでございます。次の 13 の箇所でございます。こちらのほうも同様に見ていくと、ここは先程出ていなかった緑色の囲みがございますけれども、これが深層崩壊跡地というふうな箇所の情報でございます。こうしたこの図面をもとにコメントといたしましては、調査対象地周辺に地滑り地形、上流部には深層崩壊跡地や地滑り地形が認められるが、いずれも規模が小さく、今後の調査、設計で対応が可能と考えられる。また、土石流が発生する可能性のある谷も見られるが、深層崩壊跡地や地滑り地形への対応をとることで、土石流が発生する可能性のある谷も対応可能となるというふうなコメントをさせていただきまして、これも評価結果としては○というふうな評価とさせていただいたところでございます。次が 15 の箇所でございます。こちら地形図の情報を図に落とし込みまして、コメントといたしましては、調査対象地周辺に地滑り地形および土石流が発生する可能性がある谷、こちらのほうが認められるけれども、いずれも規模が小さく今後の調査、設計での対応が可能と考えられる。また不明瞭なリニアメントが見られるものの、現段階の評価に影響を与えるほどのものではないということで、評価結果としては○としたところでございます。それと、ここはちょっと離れますけれども、軟弱地盤という黄土色の線で囲んだところが、対象地の下側のほうに見られるところでございます。それから、ページおめくりいただきまして、16 の箇所でございます。こちらのほうでございますけれども、コメントにございますように、調査対象地周辺に土石流が発生する可能性のある谷が認められるが、規模が小さく今後の調査、設計で対応可能と考えられる。また、不明瞭なリニアメントが見られるものの、現段階の評価に影響を与えるほどのものではないということで、こちらのほうも評価結果○とさせていただいたところでございます。次の 18 の箇所でございます。こちらのほうも調査対象地周辺に地滑り地形および土石流が発生する可能性のある谷が認められますが、いずれも規模が小さく今後の調査、設計で対応可能と考えられる。また、不明瞭なリニアメントが見られるものの、現段階の評価に影響を与えるほどのものではないということで、評価結果としては○とさせていただきました。次のページでございます。19 でございます。こちらのほうも調査対象地内に地滑り地形および土石流が発生する可能性のあ

る谷が認められますが、いずれも規模は小さく、今後の調査、設計で対応可能と考えられるということで、評価結果としては○とさせていただきます。次の 23 の箇所でございます。こちらのほうも調査対象地周辺に地滑り地形および土石流が発生する可能性のある谷が認められますが、いずれも規模が小さく今後の調査、設計で対応可能とみられる。また、不明瞭なリニアメントが見られるものの、現段階の評価に影響を与えるほどのものではないというところで、評価結果としては○と指定したところでございます。次の 24 の箇所でございます。こちらのほうは調査対象地の上部、中部、複数の深層崩壊跡地が複数認められること、それから、調査対象地周辺では地滑り地形および土石流が発生する可能性のある谷が認められるということ、また、調査対象地および上流部で谷幅が広がっている区間が存在するなど、土砂の発生、移動、堆積が盛んな谷である。将来的にも同様の傾向が継続するものであると考えられることから、開発行為に適していないと判断されるということで、この箇所につきましては、評価結果×とさせていただきます。次の 36 の箇所でございます。こちらのほうは調査対象地周辺に土石流が発生する可能性のある谷が認められますが、いずれも規模が小さく今後の調査、設計で対応可能と考えられるということで、評価結果としては○とさせていただきます。次の箇所、37 でございます。こちらのほうも調査対象地周辺には土石流が発生する可能性のある谷、上流部には地滑り地形や深層崩壊跡地が認められるが、いずれも規模が小さく今後の調査、設計で対応可能と考えられる。また、不明瞭なリニアメントが見られるものの現段階の評価に影響を与えるほどのものではないということで、評価結果としては○とさせていただきます。次は 38 の箇所でございます。こちらの箇所は調査対象地内およびその周辺には地滑り地形および土石流が発生する可能性のある谷が認められますが、いずれも規模が小さく今後の調査、設計で対応可能と考えられるということ。また、不明瞭なリニアメントが見られるものの、現段階の評価に影響を与えるほどのものではないという判断で、評価結果としては○とさせていただきます。その次の 41 の箇所でございます。こちらの箇所につきましては、調査対象地内に地滑り地形が複数認められ、また、周辺にも規模の大きな地滑りが多数認められるなど、造成工事に伴う地形改変などにより大きな影響が生じると考えられますことから、開発行為には適していないと判断されるということで、評価結果は×とさせていただきます。ページをめくりまして、42 の箇所でございます。調査対象地内および周辺に地滑り地形および土石流が発生する可能性のある谷が認められるが、いずれも規模が小さく今後の調査、設計で対応可能と考えられるということで、評価結果は○とさせていただきます。次の箇所、43 でございます。次のページでござい

ます。こちらのほうも調査対象地内に土石流が発生する可能性のある谷が認められますが、規模が小さく今後の調査、設計で対応可能と考えられるということで、評価結果は○とさせていただきます。次の箇所 44 でございます。こちらのほうも調査対象地内に地滑り地形および土石流が発生する可能性のある谷が認められますが、いずれも規模が小さく今後の調査、設計で対応可能と考えられる。また不明瞭なりニアメントが見られるものの、現段階の評価に影響を与えるほどのものではないということで、評価結果は○とさせていただきます。次のページの箇所 45 でございます。こちらのほうは調査対象地周辺には土石流が発生する可能性のある谷が認められるが、規模が小さく今後の調査、設計で対応可能と考えられる。また、不明瞭なりニアメントが見られるものの、現段階の評価に影響を与えるほどのものではないということで、評価結果は○とさせていただきます。その次のページでございます。箇所番号 46 でございます。こちらのほうは調査対象地の中央部と下流部のほうに明瞭な地滑り地形が確認されるということで、造成工事にとまなう地形改変等により大きな影響が生じる可能性が考えられるということから、開発行為には適していないと判断されまして、評価結果は×とさせていただきます。次の 51 の箇所でございます。こちらのほうは調査対象地内およびその周辺に地滑り地形および土石流が発生する可能性のある谷が認められますが、いずれも規模が小さく今後の調査、設計で対応可能と考えられる。また、不明瞭なりニアメントが見られるものの、現段階の評価に影響を与えるほどのものではないということで、評価結果は○とさせていただきます。その次の箇所番号 56 でございます。こちらのほうは調査対象地の中央部に明瞭な深層崩壊跡地、緑色の部分ですとか、地滑り地形が確認をされ、造成工事にとまなう地形改変などにより大きな影響を生じる可能性が考えられる。また、明瞭なりニアメントが調査対象地を通過しており、これらのことから開発行為には適していないと判断されるということで、評価結果としては×ということにさせていただきます。その次の箇所番号 68 でございます。こちらのほうは調査対象地内に地滑り地形が複数認められるほか、その周辺にも規模の大きな地滑り地形が多数認められるということ、そのため造成工事にとまなう地形改変等により大きな影響が生じる可能性が考えられることから、開発行為には適していないと判断されまして、評価結果は×とさせていただきます。次の箇所番号 88 でございます。こちらのほうは調査対象地内に土石流が発生する可能性のある谷が認められるが、規模が小さく今後の調査、設計で対応可能と考えられることから、評価結果は○とさせていただきます。その次の箇所番号 90 でございます。こちらのほうは調査対象地内、その周辺に、地滑り地形および土石流が発生する可能性のあ

る谷、深層崩壊跡地が認められる。地滑り地形および深層崩壊跡地はそれぞれ単独の規模は小さいものの数が多く、造成工事にもなう地形改変等によって活動が活発化し大きな影響が生じる可能性が考えられることから、開発行為には適していないと判断されまして、評価結果は×とさせていただきます。その次の91の箇所でございます。調査対象地の中央に見られるこの黄土色というのか、幅広の谷底は下流部に認められる深層崩壊によって谷がせき止められた際に形成された地形と考えられることから、軟弱地盤である可能性が高く、開発行為には適していないと判断されるということで、評価結果は×とさせていただきます。その次の箇所番号102でございます。こちらのほうは調査対象地周辺には土石流が発生する可能性のある谷が認められるが、調査対象地は山頂部の緩斜面、緩い斜面に位置しており、直接的な影響はない。また、周辺には規模の大きな地滑り地形が認められるが、調査対象地から離れており、尾根を挟んで反対側へ、下流側へ出るということから、影響は小さいと考えられる。なお、不明瞭なリニアメントが見られるものの、現段階の評価に影響を与えるほどのものではないという判断のもと、評価結果は○とさせていただきます。その次の箇所番号103でございます。こちら平坦地でございます。調査対象地は山頂の尾根部であることから、土砂移動現象の影響を直接的に受ける可能性は小さい。しかしながら、尾根を挟んだ両側斜面には地滑り地形や深層崩壊跡が多数存在し、尾根部分の造成工事にもなう地形改変や上載荷重の変化により活動が活発化するなどの影響をおよぼす可能性が考えられることから、開発行為には適していないと判断されまして、評価結果としては×とさせていただきます。次の箇所番号104、こちら平坦地でございますが、調査対象地周辺には土石流が発生する可能性のある谷が認められるが、調査対象地はこの谷の最上流部にあたり、直接的な影響はない。また、周辺には地滑り地形が認められるが、規模が小さく、尾根や谷を挟んだ反対側にあることから、影響は小さいと考えられるということで、評価結果を○とさせていただきます。それから、これが最後になりますね。箇所番号107でございますが、こちらは応募箇所でございます。平坦地でございます。調査対象地内には土石流が発生する可能性のある谷が認められるが、調査対象地が山頂部の緩斜面に位置しており、直接的な影響はない。また、周辺には規模の大きな地滑り地形が認められるが、尾根を挟んで反対側や下流側であることから、影響は小さいと考えられる。なお、不明瞭なリニアメントが見られるものの、現段階の評価に影響を与えるほどのものではないということで、評価結果は○とさせていただきます。以上、簡単にご説明させていただきましたように今回の調査対象27箇所の個々の地形判読の結果をご説明させていただきましたが、そうした判読結果

をもとにしまして、×という評価をいたしました8箇所を除外する、防災の観点を重視するということから、表記のような除外をする評価としていたしまして、まず今回10箇所程度ということの絞り込みということの数を念頭において、まずはこの表2の集計順でいきますと、黄色く色付けをしました11箇所につきまして、その評価結果ごとに個々にまた分析を行っていかうということにいたしました。それが12ページ以降でございます、12ページからが分析結果、評価結果の分析ということで、まず、○を除きまして、△評価と×評価をそれぞれ評価項目ごとに分布をまとめますと、その表のようになります。その次のページをお開きください。13ページでございます。この評価項目の中で、まずは生活するうえで、特に配慮すべきものということで、保育所、幼稚園、学校の立地状況、これ表では、保育所等と略させていただきました。それから、病院、診療所の立地状況、これ病院等と略させていただきました。それから水道水源の状況、これ水道水源と略させていただきましたけれども、まずこの評価結果をさらに分析することといたしました。ここからはお手元にお配りさせていただきました、もう一つの図面でございます、委員限り、表に資料4と書いた評価根拠図と書いた資料がございますけれども、そちらの方も一緒に見ていただきながら、ご説明させていただきたいと思っております。まず、13ページの表の下の水色の囲みを見てみますと、保育所と病院と水道水源の中には×の評価というものはございません。次に保育所等の△評価を見ていきたいと思っております。△評価、1箇所ございますが、これは104の箇所でございますので、恐れ入りますが、今、お手元にご用意いただきました評価根拠図1の右下に番号を振ってございますけれども、104と書いたところ、後ろのほうにありますけれども、そちらのほうをお開けいただきたいと思っております。104の1、104の2とそれぞれページを振ってございますが、104の2でございます。お分かりいただけますか。大丈夫でしょうか。104の2が前のほうにもスクリーンにも写させていただきましたけれども、104の2の図面の、4つ図面がありますけれども、その左上の図面でございますね。保育所、幼稚園、学校の立地状況ということで、104の赤い調査対象地から下のほうに青い線を引っ張ってございまして、739と書いてございますけれども、これがこの調査対象地のこの項目で△評価となった保育所等の位置図でございます。位置関係でございます。実際にここにつきましては、現在、休校中の小学校でございまして、約740m離れているということと、あと、この調査対象地とこの小学校の間の地形図を見ますと、山の尾根によりまして、この間が、ちょっと今、前のほうで拡大させていただきましたけれども、山の尾根がございまして、この調査対象地とこの学校とが分断されるような形となっております、こういう地形でございますので、新しい施設からの直

接的な影響は小さいと考えられるというふうに判断をいたしました。その次でございます。水道水源の△評価を見ていきたいと思えます。△評価は2箇所ございまして、44の箇所をまずご覧いただきたいと思えます。44の枝番号2と書いたところでございますけれども、その4つまた同じような図面がありますけれども、その左下に水道水源の状況、1km範囲というふうに書いたものがあります。ご覧いただけますでしょうか。大丈夫でしょうか。これも同じようにちょっと見にくいのですけれども、赤く囲んだ調査対象地から、これ自と書いて赤の丸で囲んだところでございますけれども、その調査対象地から上流側の697mの離れた距離にそうした水道水源があるというところでございます。ここはこの△評価というのは、あくまでも調査対象地からいうと上流側にあるということでございますので、水の流れからいっても上流側にあるということは、これはこの施設からもし何か水が出たとしても影響することは可能性としては非常に少ないというようなこともございますことと、また流域が異なっているというようなことも見てとれたわけでございますので、この44の水道水源の△評価については、あまり直接的な影響は考えにくいというようなことで判断したところでございます。同様に、45番の箇所をご覧いただきたいと思えます。その次でございますけれども、45番の水道水源の状況でございますけれども、こちらの今、前に写してございますけれども、赤い調査対象地から右上のほうに628m上流に水道水源が確認されているというところでございます。こちらも同様の理由で、上流側にあるということと、流域の違いもあるというようなこともございまして、この水道水源の△評価も、直接的な影響は考えにくいというようなことで判断をしたところでございます。いずれにしましても、こういった所につきましては、今後の現地踏査におきまして、保育所等が接する道路が進入道路となる可能性などについては現地確認、可能な限り確認をしてまいりたいというふうに考えてございます。以上のことから、この保育所等、病院等、水道水源につきまして、これにつきまして、3次スクリーニングの段階では新施設の整備による大きな影響はないであろうということと考えたところでございます。次、進んでよろしいでしょうか？その次が14ページに移らせていただきまして、③の希少野生植物の生息地、希少野生動物の生息地について、でございます。希少野生動植物につきましては、△評価のところを見ていただきますと、植物で2箇所、動物で2箇所ございます。それぞれ見ていきますので、まず箇所番号でいいますと23でございます。23の箇所でございます。23の1と枝番号を書いた図面でございますけれども、左下のグリーンで色塗りしたところがある図面でございます。こちらの緑、グリーンで色塗りしたところは、先程お話ししましたように、このドジョウが生息する河川の流域を示したもので

ございまして、非常に広範囲にわたって流域がございしますが、その範囲の中に調査対象地が入っているということが見てとれると思われま。その次、すみません、45 でございます。45 の 1 と枝番の書いたページの右上の図でございます。希少野生植物の生息地というところで、真ん中に 45 として調査対象地がございすけれども、その 45 の調査対象地の右上の部分ですね。色塗りしたメッシュ図がございすけれども、こちらのほうが今回の対象となる植物の、希少野生植物の生息地の範囲が入っている図、箇所でございますので、この 45 の調査対象地の一部分がこの生息地情報と重なっているということが確認できるかと思ひます。続きまして、37 の箇所図をお願いいたします。37 の枝番 1 と書いたページでございます。そちらのほうの右上の図です。先程見ていただいたものと同じような色塗りの図があろうかと思ひすけれども、こちらのほうが 37 の調査対象地とその上側のメッシュ図が重なっていることがご確認できると思ひます。この部分のメッシュが希少野生植物の生息を確認された範囲の中で調査対象地と重なっている箇所ということでございまして、一部分が重なっているということがご確認いただけるというふうに思ひます。よろしいでしょうか。すみません、次が 51 の図をご覧いただきたいと思ひます。51 の枝番 1 と書いてあるページの左下の図をご覧いただきたいと思ひます。野生動物の生息地というところで図がございす。これも芸西村の和食川の流域を色塗りした箇所が、グリーンになりますけれども、そのグリーンの中に 51 の調査対象地がすっぽりと入っているということがご確認いただけると思ひます。以上、植物の 2 箇所、動物の 2 箇所とそれぞれ調査対象地との位置関係をただ今ご確認いただいたところでございますが、そうした中で希少野生植物、水色の部分でございます。希少野生植物の生息地情報というものは 1km、ほぼ 1km の広範囲の情報であるというところございまして、調査対象地とその広範囲の生息地との重なりは一部分のみであるというふうなことがございす。それと野生動物につきましては、トサシマドジョウが生息する流域内ではやはり開発行為にはやはり配慮することが必要であるということは専門家からのご意見も頂戴しておりますことから、例えば工事によって河川の濁りが生じるとかというようなことで、生息環境に影響を与えたりすることも考えられますことから、3 河川の流域内にある調査対象地は新施設の整備には適していないというふうなことで考えられるということでさせていただきました。その結果、このページでいきますと、希少野生動物の生息地が△評価の 23 と 51 の箇所、その 2 箇所につきましては、選定から外すべきではないかというふうにご考えたところでございます。次の 15 ページをお願いします。15 ページは文化財の位置と神社仏閣等の位置ということで、それぞれ文化財、神社等ということで表記をさせていただいてお

ります。まず、×評価のところから見ていただきたいと思います。文化財の×評価が 37 の図でございます。文化財の 37 でございます。枝番号 37 の 2 と書いたページの右下に文化財の位置を示した図がございます。で、これを見ていただきまして、37 の調査対象地のすぐ右上というのでしょうか、斜線を入れたところの図がありますけれども、これが周知の埋蔵文化財包蔵地ということで、埋蔵文化財がこの場所にありますよというところの位置を示したものでございまして、非常に近い位置、38m、約 40m ということで近い位置にこういった文化財の包蔵地があるというふうなことが分かったわけでございます。こういうことからいきますと、工事にもなった掘削などがこの埋蔵文化財包蔵地に影響をおよぼす可能性があるというふうなことが心配をされました。それから、神社等の×評価でございますけれども、こちらは 44 の箇所でございますので、44 のページをご覧くださいと思います。44 の枝番 3 と書いたページでございます。左上に神社仏閣の位置を示した図がございます。よろしいでしょうか。これを見ていただきまして、44 の調査対象地の上のほうに神社のマークがありますけれども、直線距離で 469m ということで、約 470m 離れた所でございますが、その間を見ていただきまして、青い線が横切っていることが分かるかと思っておりますけれども、河川を挟んだ対岸にこの神社等があるということでございまして、河川を挟んでいるということからいいますと、新施設からの直接的な影響は小さいのではないかと考えたところでございます。以上、×評価のひとつ、それぞれ 1 箇所ずつ見ていただきましたが、その次に△評価のところをそれぞれご覧いただきたいと思っております。ちょっと沢山ありますので、申し訳ございませんが順番にお願いしたいと思います。まず、15 の箇所の図面をお開きいただきたいと思っております。15 の枝番の 2 と書いたページの右下、文化財のところでございますけれども、15 の調査対象地、赤い囲みからまっすぐ下のほうに 746m ですか、離れた所がございますけれども、そこに文化財がございます。それから、その次の 15 の 3 のページの神社仏閣の位置ということで、左上の図面をご覧いただきたいと思っておりますけれども、15 の対象地の赤い囲みから 694m、約 700m 離れた所に神社があるという所でございます。いずれも 500m 超離れているということもございまして、その間の地形情報から見まして、影響は小さいのではないかというふうなことを考えたところでございます。その次が 19 の図面をお願いします。19 の枝番号 2 と書いた図面の右下に文化財の位置を示した図がございます。赤い調査対象地から左のほうに 528m と書いてございますけれども、離れた所に文化財があるという所でございます。その次のページの左上に神社仏閣の位置を示した図がございますけれども、左下に向きまして 19 の調査対象地から、左下に向きまして 624m 離れた所に神社等があると

というのがお分かりいただけるかと思えます。いずれも 500m 超離れているということで、新施設から直接的な影響は小さいのではないかというふうに考えられます。次が 88 の箇所の図面をお願いいたします。88 の枝番号 2 と書いた右下の図面でございますけれども、文化財の位置を表した図面でございます。88 の調査対象地からやや上のほうに 640 と書いた数字がございます。その先に文化財があるという所でございます。その次のページの 88 の枝番号 3 と書いた左上の図面が神社仏閣の位置を表した図面でございますけれども、ほぼ左の方向に 820m 離れた所に神社があるというふうな位置関係がご確認いただけるかと思えます。500m 超離れているということで、こちらのほうも影響は小さいのではないかというふうに考えたところでございます。それから、次が 23 の図面をお願いいたします。23 の神社等は△評価でございますので、23 の枝番号 3 と書いたページの左上の図面をお願いいたします。こちらのほうが 23 の調査対象地から右やや斜め上に 804m 離れた所に神社等があるということが地形図情報からお分かりいただけるかと思えます。それから、その次が 45 をお願いいたします。45 の枝番号 3 のページの左上の神社仏閣の位置を表した図面でございますけれども、調査対象地からやや右上方向に 766m 離れた所に神社のマークが確認できるかと思えますけれども、そうした距離にあるという所でございます。それから、その次に 18 の図面をお願いいたします。18 の枝番号 2 と書いたページの右下の図が文化財との位置関係を示した図面でございます。18 番の調査対象地から左方向に 994m と離れた所に文化財があるということが確認、一番近い所で確認できるかと思えます。その次のページの 18 の枝番号 3 の左上の図面でございますけれども、神社仏閣の位置との関係を表した図面でいいますと、18 の調査対象地から左斜め下の方向に 907m 離れた所に神社があるというのがお分かりいただけるかと思えます。それから、その次が 37 の図面をお願いいたします。37 の神社等でございますので、37 の枝番号 3 と書いたページの左上の図でございます。37 の調査対象地の範囲から右上の斜め上にいって 885m 離れた所に神社のマークがあるわけでございますけれども、これだけ離れた所に神社があるという所。それから 51 でございます。51 は文化財ですので、51 の 2 のページの右下の図でございますけれども、文化財の位置の関係を表したものでございまして、51 から左横に 856m の位置に文化財があるということが確認いただけるかと思えます。それから、文化財、神社仏閣、最後でございまして、104 の図面でございます。104 の枝番号 2、104 の 2 のページの右下の文化財の位置関係を表した図面でございます。104 の調査対象地から上の方向 617 と書いてあります位置に文化財があるということがご確認いただけるかと思えます。その次のページ、104 の 3 の左上の図でございますけれども、神社等が 104 の調査対象地の範囲から最寄りの所

で、その下側、下方に 722m 離れた所に神社のマークがあるということが確認できるかと思えます。以上、文化財、神社等の分布につきまして、ご覧いただいたわけございまして、△評価のところはいずれも 500m 超離れているということで、影響は小さいというふうに考えたところでございまして。また、×評価の中で文化財の×評価の 37 につきましては、非常に近接している所に埋蔵文化財の包蔵地があるということでいきますと、工事にともなう影響の可能性があるということで、こちらのほうは外すべきであろう。ただし、神社等の×評価のところにつきましては、その間に河川を挟んでいると、対岸にきているということもありますので、直接的な影響は小さいのでこの×評価については、それほど考慮する必要ではないであろうということで考えたところでございまして。ただ、△評価のところにつきましても、実際に調査対象地付近の文化財に影響を与えることのないように、万が一こうした箇所が選ばれた場合は進入道路等の設計に際しては、こういうものの情報があるということには配慮していく必要があるというようなことで対応していくというふうに考えてございまして。その次が 16 ページに移らせていただきまして、建物の立地状況についての分布を確認していただきたいと思えます。今回の 11 箇所につきましては、建物におきましては○評価はございません。△か×評価というところでございまして。まず×評価の建物の 7 箇所、こちらのほうを地形図で確認していただきたいと思えますけれども、まず×評価の 18 をお願いします。すみません、順番が 15 からいきます。15 の枝番号 1 と書いたところのページの右下でございまして。これちょっと見にくいので前の図を拡大いたしますけれども、この 15 から左のほうに 113m ほど離れた所に最寄りの建物があるということでございまして、この 15 のところにつきましては、一番近い所、数戸ございましてけれども、その次の近くが、今ひいていますけれども、そのあたりに沢山ございまして。最寄りの一番近い所、今、指している所でございます。そのあたり数戸でございます。あわせまして、お手元の資料、沢山になりますけれども、委員限り資料 3 と書いた評価表（案）というのでございましてけれども、そのちょっと後ろもお開けいただければと思えますけれども、現在見ていただいております 15 の箇所でございますけれども、上から 3 つめでございます。建物の状況でいいますと、最寄りの建物の距離ということで、一番近い所が 113m の所に 35 戸ということで、500 から 1,000m の範囲に 54 戸ということでございまして。それで、今図面で見ただけのように、地形図情報だけではその建物がどんな建物なのか、あるいは人が住んでいるのか、住んでいないのかということは判断できませんので、この時点でこの情報だけから除外するまで必要はないのかなと考えたところでございまして。その次の 19 でございまして。19 をお願いします。19 の枝番号 1 の

ページの右下の図面でございます。建物の立地状況でございます。こちらのほうをご覧くださいますと 243 と書いてございます。資料 3 と同じように、同時に見ていただけたらと思いますけれども、19 の一番近い所でございます。243m の距離に 10 戸の建物があるという所が、今、前のほうでちょっと拡大しておりますけれども、それがご覧いただけるかと思えます。それでは、その次でございますけれども、順番に上からいきますと 88 の図面でございます。88 の枝番 1 と書いたページの右下の図面が建物の立地状況を表した図面でございます。これは 88 の所から 186m の所が一番最寄りの建物ということで、500m の範囲に 70 戸あるという所でございます。地形図ちょっと拡大させていただきますと、この 88 とその最寄りの建物の間は山の尾根で分断されているとか、あるいは道路も通っているのでしょうか、間に、ということで分断されているということが地形図を見ていただくとお分かりいただけるかと思えます。この次が 44 でございます。44 の枝番号 1 のページの右下の建物の立地状況の図でございます。44 は最寄りの建物までの距離が 160m で、500m 以内に 22 戸の建物を確認されるという所でございます。この 44 はこの一番上の、拡大していただければ分かりますけれども、この一番近い所との間に河川があつて、河川で分断されているということがお分かりいただけるかと思えます。次が建物、18 でございます。18 の枝番号 1 のページの右下の図面でございます。ここが一番近い最寄りの建物までの距離が 185m、500m 以内に 66 戸の建物があるという所でございます。この一番近い所もこの 18 につきましては、拡大していただきますと分かりますように、調査対象地と建物の上に山の尾根がございます。その尾根によって間が分断されているということが見ていただけるかと思えますが、そんなような状況でございます。それから、その次が 51 でございます。51 の 1 の枝番号の右下の図面でございますけれども、こちらのほうは調査対象地から最寄りの建物までは一番近い所で 36m でございまして、500m 以内に 7 戸の戸数があるというふうな状況でございます。これにつきましても、地形図情報だけでは、もう少し拡大していただけたら、一番近い所はそこでございまして、あと 500m 以内に 7 戸ございますけれども、今の情報で見ますとここがどういう状況か、空き家なのかどうかというのはちょっと今だけの情報では分からないという状況でございます。最後 104 の図面をお願いします。104 の枝番号 1 と書いたページの右下の図面でございます。この 104 の場所は最寄りの建物までは一番近い距離が 159m、500m 以内に建物が 89 戸あるという所でございます。この 104 もちょっとまた拡大をしていただきますと、その一番近い所との間は山の尾根で分断されているというふうな状況がございます。以上、建物の評価の×評価の 7 箇所を順番に見ていただいたわけでございますけれども

も、今、見ていただきましたように、7箇所のうち3箇所は建物と調査対象地との間に山の尾根があつて、尾根で分断されているということ、また、1箇所は建物と調査対象地の間に河川があつて、河川で分断されているということ、これによりまして施設からの直接的な影響は小さいと考えられるという所でございます。それ以外の3箇所につきましては建物が多くみられる場所は山の尾根で分断されているだとか、また残りの数戸については住居なのか空き家なのかの情報がこの地形図情報だけでは把握できないという状況がございますので、この現時点で除外する必要はないのではないかと考えたわけでございます。同じように△評価の所でございますけれども、建物4箇所ございます。これはいずれも距離の評価からいいますと、500m超離れているということとかございます。ちょっとすみません。42番をまたすみませんお願いします。42番の1のページの右下でございます。42から620mの距離に一番近い建物がございますけれども、これにつきましても山と尾根で分断されているということがお分かりいただけるかと思ひます。その次が23でございます。23の1のページの右下の図でございますけれども、23の調査対象地と最寄りの建物ということで、523m離れています。間にやっぱり尾根で分断されているというような状況が見ていただけるかと思ひます。それから、45です。こちらのほうが45の1の枝番のページの右下の図面の最寄りの建物でいいますと、591m離れているという所でございます。これもご覧いただけますように山の尾根で建物とは分断はされているというふうな所でございます。それから最後が37でございます。37の枝番号1の右下の図面でございますけれども、建物の一番最寄りの建物が627mということでございます。これも見ていただけますようにその間で山の尾根によって分断されているというふうなところが見ていただけるかと思ひますので、以上、建物の△評価の4箇所、簡単に図面で見ていただきましたけれども、500m超離れているということと、その間には山の尾根があつて分断をされている状況があるということからいきますと、新施設から直接的な影響は小さいのではないかとこのように考えたところでございます。ただ、この建物につきましても、この地形図情報から見たところでございますので、実際に現地踏査におきまして、建物の状況がどうなっているのかとか、本当にこの建物があるのかとかということにつきましても、現地踏査によりまして確認を行うというふうにしたいと思ひておりまして、この3次スクリーニングの段階ではこの建物の立地状況につきましては新施設の整備による大きな影響はないのではないかと考えるというふうにしたところでございます。

委員長：ちょっといい。

事務局：はい。

委員長：かなり細かい図面を見ているので、5分休みませんか。

事務局：そうしてください。

委員長：そのほうがいいと思います。そろそろまとめの難しい検討になりますので、その前に目を休めたほうがよろしいかと思います。

事務局：すみません。お願いします。

－ 休 憩 －

事務局：再開させていただきます。先程16ページの建物の立地状況の説明をさせていただいたところでございますけれども、お手元の資料にはございませんけれども、参考までにとということで、今の日高村のエコサイクルセンターの状況はどうなっているのかということを中心に簡単に説明させていただきます。これがエコサイクルセンターの敷地のエリアです。実際のエコサイクルセンターの処分場はこのあたりに、こんな形である、それよりちょっと広い、これは実際の敷地の面積になっています。最寄りの建物は、エコサイクルセンターから山を下りた柱谷のほうに124mの所に最寄りの建物があります。エコサイクルセンターの500m以内の中に建物が49戸で、最寄り124mでありますので、建物の評価としては×評価となります。ただ、山の向こう側ということで直接的な影響、それと今、屋根のかかっている処分場ですので、音とか匂いとかの、というような影響は出ておりません。次に保育所、幼稚園、学校、病院は1キロ以内にはございません。近くに小学校、能津小学校があるんですけど、1キロ以上離れた所になっております。ですので、保育所等とか病院は○の評価になります。次に水道水源の評価ですけれども、最寄りの水道水源は仁淀川を挟んだ対岸でございますので、標高で見ても上流ですし、川を挟んで対岸ですので、直接的な影響はないです。あともう一つここにも水道水源地がありますけれども、これも間に川があつて、別流域ですので、これに対しても直接的な影響はないです。ですので、ここは、今の評価でいったら、261mの所上流側にあるので、評価としては△評価となります。次に文化財ですけれども、文化財は466m離れた所に埋蔵文化財がありますので、これも評価としては×評価にはなりませんけれども、ご覧のようにこれだけ離れていて、間に山、集落等もあるということから直接的な影響はないと判断されると思います。神社仏閣ですけれども、神社も2つあるんですけども、最寄りですら419m離れている。こちらで見ても間に山があつたりしているということから、直接的な影響はないと判断されます。ただ、評価としては500m以内ということですので、×評価というような形になります。ここは地形判読は実際やっていませんので、便宜上ここもともと碎石跡地ですので、○というふうに置き換えさせていただいて、希少野生動植物もございませんので、○という評価を与えたら、○△×の集計では6、1、3という集計になります。

以上、エコサイクルセンターの例です。

委員長：そうか。エコサイクルセンター、この机上の検討だと土砂災害○になっちゃうのですね、クラックが入っちゃったけど。だから、やっぱり現地入らないと分からないということですね。この図では。そういうことですね。なんか見ていると、建物とか神社仏閣、距離というよりは位置関係を見ないと分からないという感じですね。何百 m 離れていますと、あまり意味はないかもしれないですね。ちょっとそういう今後のお手本にもなるので、何とのか、報告書に少しそういう検討結果としてまた書く必要があるかもしれないですね。はい、分かりました。じゃあ、お願いします。

事務局：それでは、再開させていただきます。次の 17 ページをお開きいただきたいと思います。これまで 11 箇所をまとめたところで、再度お示ししてございますが、その中で赤い丸がついたところが 3 つあるかと思えます。これまでの分析の中で、動物の 2 つ、△評価の 2 箇所と、文化財の赤い×評価のところの 1 箇所、これにつきましては先程のご説明をさせていただいた中で、除くのが適切ではないかというふうなご説明をさせていただきましたので、この 11 箇所からこの 3 箇所を除くというふうにはいたしました。そうしますと、その一番下の水色の囲みの中にありますように、10 箇所程度想定をしておったというところで、今、8 箇所が残ったというところがございますので、その残りの 19 から 11 を引きました残りの 8 箇所についても個別に評価の内容を検討して確認しておくことにいたしました。これですべての箇所を地形判読の 8 箇所を除いた、すべての 19 箇所を個別に見ていくということになるわけでございます、それが 18 ページからでございます。

委員長：ちょっと待ってください。

事務局：はい。

委員長：一気に最後までやると、ちょっとボリューム的にトゥーマッチになるので、一回ここで 17 ページの、まず○△×で順番を付けました。この 17 ページの表ですね。この順番を決めたところまでを対象にして審議をしたいと思えます。それで、何箇所選ぶとか、それはちょっとその後に行きましょう。はい。ですから、まず今までのご説明、これ本当に膨大なところ、事務局の方も一生懸命、昨日の夜、夜なべまでしてチェックされておられたようですけど、その内容について、まず、個別の判断についてというところと、あとこの並べ方、上から順番の付け方ですね、○△×。○の数が多いのから○をつけたというところも含めて、この順番の決め方までのところでご意見、ご質問等々はございますか。ちょっとやっぱりどんどん数が絞られるので、厳しく見ていかないといけないと思いますので、お願いしたいと思えます。

委員：ちょっといいですか。

委員長：じゃあ、委員。

委員：今までの話を聞かせていただいて、ちょっと気になった点が、建物の、例えばその計画した場所に近い所で何軒かあって、尾根があるとか、そういう理由がある所は分かるのですけれども、そういう理由がない所で一応、外さなかったということは、次の現地調査でそれを覆すような内容があるかもしれないと見込んで、そういうこともあるかもしれないので、ということでやっているのか。あるいは、それで結構近い所に何軒もあるのだったら、もう外してもいいのかなと思いつつ聞いたのですけれども、その辺、何かコメントありましたらお願いしたいと思います。

委員長：はい、お願いします。

事務局：はい。建物につきましては、先程最後のところでご説明させていただきましたように、×の評価として7箇所ございまして、そのうちの3箇所は山が間にあって、分断されていると、1箇所は川があって分断されているということです。残りの3箇所は明確にというのではないのですけれども、建物が多くみられる場所で分断されている所もあるけれども、そうでない所もあると。そこについては今もお話もありましたように、どういう建物なのかというのが地形図情報だけでは分からないので、今の段階では、この3次スクリーニングの段階ではそれをもって、なかなか除けるということもしづらいのかなということで、とりあえずは置いておいて、次の現地踏査の折にさらに詳しい情報、あるいは正確な情報を入手することによって判断していこうというふうなことにしたところです。

委員長：どうですか、委員。もう少し突っ込んでいただければ。

委員：いや、ちょっと軒数が多かったかなと思って、そこが気になったのですけれども、それら全部調べられるのですか。その3箇所ですね。

事務局：ちょっと補足しますけれど、その3箇所というのが15番とか19番、51番になるのですけれども、51番と19番、そもそも500m以内にある建物の数がそれぞれ10戸と7戸です。15番も須崎の所なんですけれども、調査対象地の谷の入り口側だけでいったら6戸くらいで、ちょっと下のほうへ降りていった所に、ここ500m以内に35戸あるのですけれども、残りの29戸はちょっと谷からまっすぐ行った所は6戸くらいで、そこから下に19戸ですので、その7戸、10戸、6戸というか、数の多い少ないではいわれないのかもしれないのですけれども、数戸程度というふうにも判断できるということと、あとは現地踏査でその数戸が実際、住まれている家なのか、あるいは単なる小屋なのかということところは、確認したいと思っております。

委員：はい、分かりました。

委員長：ちょっと、そうしたら私も実は今の議論で15番が非常に気になっているとこ

ろです。今、事務局からご説明あったように 15 番というのは谷地形、谷ですよ。谷の出口、113m ですから、谷出た所すぐになんかポツポツと複数家屋がある。もう少し下を見ると道沿いにも家屋がある。これ、だから、何というのか、数は少ないけれど、数うんぬんではなくて、なんかこれやっぱり少し考慮しておいたほうがいいのじゃないかなと。ですから、例えば、外す基準を作るとしたら、これは格好な外すあれになるのじゃないかなと思ったのですが。このへん委員の皆さん、いかがでしょうか。他は確かにおっしゃるように尾根をまたいでいたり、異様に離れていたり、多分、感覚的に 100m 以上、これ 113m ですけど、200m 程度以上、これより離れていれば、もう問題ないように思うのですけれど。だから、500m といわず、もう少し短くても、もう尾根を超えちゃうので、それはいいような気はするのですけれど、この 15 番、距離は近いということと、それ以上に谷の出口に家ありますよね、建物ありますよねというところが気になるのですが、いかがですかね、皆さん。その評価の仕方、ないしは今後の取り扱い、どちらでも結構ですが、ご意見いただくとありがたいと思います。

委員：じゃあ。

委員長：はい、お願いします。

委員：これから実際、現地行って確認されるということなので、この今回のいくつか、10 なり 10 いくつかの分からないです。その中で現地見られるということなので、今の、県さんのお考えで、1 回見ていただいた中で判断されたらどうかと私は思います。できるだけ多くの所を見ていただいて、可能性を探るとい。その分、回るばかりが多くなるので、大変だと思うのですけれども、私はそういうふうに思っておりますけれども。

委員長：はい、ありがとうございます。他の方、ご意見いかがでしょう。多分、建物のみならず、文化財、神社にも共通するところかなと思うのですが。文化財でも、埋蔵文化財はちょっと違いますね。どこに出てくるか分からないから、やっぱり近かったら、やっぱり除けといたほうがいいということになるのでしょうか。そうしたら、今の委員のご意見、やっぱり現地確認をしないと分からないよねというところも確かにおっしゃる通りですので、そうしたら、ちょっと一つご提案です。こうしましょう。まだ、結論も出ていないので申し訳ないですが、先程の 17 ページみたいな表を作ってまとめることになると思うのですが、そこで脚注を作って、脚注ないしは備考を作って、15 番については今、委員がおっしゃられたこと、要は建物の確認が必要であるということ明記するという対処でいかがでしょうか。よろしいですかね。

一同：はい。

委員長：で、建物ないしは文化財ないしは神社等でこれ、今同じような性質がありま

すので、他にもそういう現地調査で確認が必要だと思われるような箇所ってございますでしょうか。私が気づいたのはこの15番なのですが、他にないようでしたら、15番だけそういう、なんというのか、脚注というか備考で建物の確認が必要であると、前提であるというかな、そういう書き方をさせていただくことにしたいと思います。はい。そうしましたら、あとでまた振り返ってご意見いただいても結構です。他にございますでしょうか。

委員：ちょっともう一つ。

委員長：はい、お願いします。

委員：この表に入る前に、○を付けた箇所というのは出てきていますよね、この地形図のほうから。これを見た時に、こんな山奥で本当に大丈夫なのかなというのが、ちょっと心配になったのですけれども、それはもう道路、取り付け道路とかを施工することがもう可能でないような所も入っているかなとちょっとそこを心配したのですが、それは大丈夫なのですか。それは次のステップで、ということでやられるのですかね。

委員長：お願いします、事務局。

事務局：おっしゃられました道路の所につきましては、最初にもご説明させていただいたところがございますけれども、今回のスクリーニングで見ていこうというふうに最初はしていたわけですけれども、やはりこの地形図の情報だけでは正確な情報がなかなか入りにくいというところもございますので、例えば地形図で幅3m未満の道路であったり、あるいは歩道の表示であったのでも、現地で見るとどうなのかというところも分からないところもあったりするようがございますので、次の現地踏査の情報も踏まえて、既存道路の状況を確認することにさせていただけたらということで考えてございます。

委員：はい、分かりました。

委員長：よろしいですか。

委員：はい。

委員長：他にいかがでしょうか。そうしたら、私から一つ。土砂災害の危険度、地形判読の結果について、×の付け方、×を付ける基準について伺いたいのですが、実はちょっと先程見えて、若干の疑問があるところがございまして、それが資料5のほう、委員の皆さん見ていただきたいのですが、24ページ、対象番号24とか、あとは56ページ、箇所番号と一緒にですね。この2つが、例えば24でいきましょう。24の右上の地形図見ていただくと、今回の対象箇所の中に地滑りが2箇所入っている。それと上流に緑の囲み、つまり深層崩壊の跡地がある。なおかつ、赤字の河川の下流の、溪流の下流のほうに土砂が溜まっている。土砂が溜まっているということは、将来、まだ山が崩れるということが予想されるから×だよという理由にされています。ただ、私

の目から見るとこの流域の広さに比べて、地滑りと深層崩壊跡地の数が、比較するとあまり多くないように見えるのですね。もう一つ、先程の 56 ページを見ると、これも×になっているのですが、どうもなんか赤の囲みの中に深層崩壊跡地があるので、それで×にしているような気もするのですけれど、その×を付けた判断基準というのは何なのか。56 のほうはこの青で囲んだ囲みの周りに地滑り地形が沢山分布しているし、リニアメントが沢山あるというので、なんかやばそうだなというのは分かるのですが。だから、この 56 はいいとしても、24 がなんかこの広大な流域の中で 1、2、3、4、5、5 つの地滑り、崩壊跡地、これで×つけるのですかというところが、ちょっと疑問を持っております。そういう意味で、この土砂災害、地形判読の結果、×を付けた理由、基準というところをちょっと教えていただきたいのですが。例えば 24、この程度の地滑りとか崩壊跡地がある所は、流域内外別として、流域内でも他にもいくつか見受けられますので、その中で、なんで 24 が×なのかなというのは理解が難しいところがございます。これやっぱり×を付けるって、結構シビアに見ていかないといけないと思いますので、ちょっとご質問させていただきます。どうでしょうか。

事務局：よろしいですか。

委員長：はい、お願いします、事務局。

事務局：これにつきましては、今回、地形判読におきまして、作業をお願いしております国際航業の技術者の方にも一緒に見ていただいたところもございまして、そのあたりの技術的ところはそちらの方のほうから説明させていただくということでよろしいですか。

委員長：全部を全部、環境対策課さんが無理する必要ないですから。

事務局：24 番について、ここは社内の作業の中でも色々な議論をしたところでして、×にするか、ぎりぎりセーフにするかというところで議論をして、一番ここが当落線上にあったところになります。最終的に×と判断した理由はここにコメントとしては 5 行くらいすごく短く書いていますので、なかなか分かりにくいところがあるのですけれど、一つは上流側に深層崩壊の跡地、緑で書いている囲みが 3 箇所もあるということで、この流域では少し深層崩壊が発生しやすい所ではないかというふうに考えております。それから、2 つ目が、調査対象地、赤丸の部分から上流側の流域が非常に大きい。これ、スケールが下にございますけれども、茶色の線だけで、500m くらい谷の長さがあるということで、おそらくそこから出てくる土砂の量も他のところから比べると少し大きくなるのじゃないかな。その 2 つあわせて、深層崩壊で崩れた土砂と谷の底にそもそも溜まっている土砂がこの調査対象地に流れ着くまでに、だいぶかなりの量になるだろうということで、例えば砂防堰堤を作るにしても

かなり大きなものを作らなければいけない。もしくは、2基、3基と作らなければいけないだろうということで、ここについては×としたほうがいだろうという判断をしました。

委員長：はい。今のご説明で、ちょっと技術的なところは別として、今の理由で×とするということで委員の皆さんいかがでしょう。理由というところでお聞きいただいて。他にも青で囲んだ流域の中でこの緑で囲んだ深層崩壊跡地とか地滑りが、黒で囲んだ地滑り地形がいっぱいある所ってあるのですよね。それでも×になっていない所も多くございます。それ比較すると、例えば、どこだったかな、ちょっとこれ根拠をはっきりさせるという意味で、少し。

委員：そうですね。13番くらいですか。ちょっと。

委員長：いいのありますね、そうですね。例えば13番、これ見ると、緑も黒も同じくらいある。谷の中が白くなっていますから、白くなっているということは谷幅が広いのですね。ですから、今、国際航業さんが24に関してお答えになったところと同じような流域の性質を持っている。

委員：もうちょっと広いですかね。

委員長：若干、こっちのほうが流域面積は狭いですが、狭い分、崩壊した面積の割合が広いといっても過言ではないですね。だから、ちょっと典型的な例としては、この2つを、13と24を見比べていただけるといいと思うのですが。あまり他をパラパラ見てもあれなので。

事務局：13のほうは、○にしたというか、作業の中では実は△という凡例を作っていて、すごく中間的なところだというふうな判断をしたところなのですけども、最終的に○か×にするところで、×にしたものと○にしたもの、最終的に○にしたというところで、大きな差が出ているのですけれども、13と24というのは、極めて近いところにあるというふうには考えています。13のほうは○になっているというのは、ここも同じく溪流がそこそこ長くて、上流の地滑りとか深層崩壊が見られるという所になります。ただ、この13のほうにつきましては、地滑りが動けば、もしくは深層崩壊が起きれば、下流に土石流が出てくるだろうというふうなことになるのですけれども、今、調査対象地のすぐ、この地滑りの位置がすぐ上流にあるということで、おそらく地滑りの脚部に砂防堰堤もしくは床固めみたいなものを作って、地滑りも止めて、土石流も止めるような対策工事をすれば、まだここは使えるのじゃないかということで、ここは△から○にあげたということ、そういった判断をしております。

委員長：ちょっと説明難しいかもしれないですね、これ13と24の比較って。これを言い出すと、根本的にもう一回見直すことになっちゃうのですが。だから、全部見直すというのはやめようよということで。全部見直すというのはやめ

たいので。私が判断するとしたら、13のほうがやばいと思うのですね。リニアメント、ピンクのリニアメントの周りに地滑りや崩壊跡地が群がっていますので。皆さんにお聞きしたいのが、今の国際航業さんのご説明で納得できるかどうかというのをお聞きしたいところです。

委員：意見無いようなので。

委員長：はい、お願いします。

委員：僕は正直いって、納得するも、しないも専門的な知識がないので、なんとも、どっちがどうとも言えないです。正直言いまして。ただ、これからご多分、説明いただける中で、さっきの13がどうなっているかというところを見ると、13は除く話になってますよね。それで皆さんが理解されるか、納得されるかどうかは別ですけども、最終的に8つ選んで、そのあとこれからの流れを見ると3つくらいは入れましょうということだと思うのですけれど、そこには13は入っていないということですよ。こういったところから判断して、これまで箇所を出していただいたということであれば、どちらがどうこうということはなくとも、結果としてはそういう形になるのかなというふうに思いました。理由まで、すみません、納得するかどうか分からないです。

委員長：ああ、そうか。入っていないですね。こっちには。あと、12ページを見ていただくと、評価結果の分析とあって、これが唯一、地形判読×付けたところも載っかっている表なのですが、まず24は当然ながら下の除外区域、灰色の部分に入っていますね。今おっしゃられたように13番も成績悪いのですね。だから13番、×付けたところで、結論には影響しない。だから、13番、地形判読×でも良いというところはあるのですが。私、やっぱりこの道の人間として、この13番、流域外、範囲外ですが、こんなリニアメントの周りに地滑りと崩壊跡地が群がっているのを見ると、ムムっと思ってしまうところはございます。

委員：我々、分かんんです。

委員：我々は、ちょっと素人はなかなかです。

委員：リニアメントって、なんか分かんんです。

委員長：このリニアメントって、典型的なのがさっきの13、右下のほうに、右下にかすかに傾いているピンクの線があるじゃないですか。で、この周りに黒の地滑りとか崩壊跡地が群がっていますよね。だから、リニアメントがもし本当に危なければ、こういうことになるのです。要は地質的に弱い線、これ地図で見ているから、確定じゃないですけど、断層みたいな地質の弱い所がありそうだよねというのがリニアメントなのです。ただ、ありそうだよねという言い方は、要は地形図で、地形だけ見て判断していますから、確定的ではない。だから、ありそうだよねと言っているのですが、おそらくこの13ペー

ジのこの、私が今ご指摘した右下にかすかに傾いているリニアメントはおそらく周りに地滑り群がっていますから、なんかやっぱり弱いところなのでしょうね。ですから、こういうリニアメントはやっぱり地形的に弱い所だから、いいよねということになるのですが、逆に例えば同じ13ページでも左上のほうに2本、短いがありますよね。これは周りに、長いのはちょっと嫌だなと思いますけれど、何も無いように見えるので、こういうのは無視してもいいのかもしれませんが。だから、リニアメントがあるからといって、ただちにそこは地形的に、地質が弱いと考える必要はないという悩ましいものなのですけれど。だから、あまりリニアメントを根拠にはしたくないのですが。56はいいのかなと。ちょっとさっきはあれなのですけれど、やっぱり24と13です。だから13を○にするのだったら、24も○にする、ないしはその逆とか、疑わしきは罰せよの方がいいと思いますので、24、×付けるのだったら、この判断の仕方も根拠弱いのですけれど、24、×にするのだったら、13も同様にしたほうがいいのかと思います。そのほうがまだ説明しやすいのかなとは思っています。どうでしょうか、皆さん。影響はないですか、特段に。

委員：そうですね。

委員長：別にそれを考えてからやっているわけではないですよ。ただ、やっぱり24は先程、国際航業さんおっしゃったように悩ましいし、13も悩ましいのです。で、悩まなければ両方×にしたいなというところがございます。じゃあ、13も×にすると、だから除外になるのですね、ということでもよろしいでしょうか。

一同：はい。

委員長：はい、お願いします。

事務局：ただいま13の取り扱いでお話いただいているところがございますけれども、私どものほうで今回コメントを○にするか×にするかということで、評価案を示させていただきましたので、もし13番をそのような評価にすることであれば、これ私どもの書いた○になる評価でございますね。そうするとコメントを少し×になるように、どのように修正したらいいかどうか、ご指導いただけたらありがたいです。

委員長：リニアメントの話をして。私の目から見るとなのですが、この24に書いてあるコメント、これがそのまま、本当にそのまま書くかどうかは別にして、そのままこの13にも書けるかなと思います。そもそも、この24をうーんと思ったのは、そのコメントの中で、調査対象地および上流の谷幅が広がっている区間が存在すると書いてあるのですが、先程、国際さんがこれ流域大きいからそうは見えないのだとおっしゃいましたけれど、ちょっと谷幅の広くなり方が弱いかなと思ったところはあります。それを考えると13のほうが確

実にこの赤丸で囲んだところ、谷幅、広がっていますので、これ多分、上流で谷が合流しているの、それで土砂が溜まったのだと思いますので、谷幅の広くなり方が顕著になっていいかなと思います。ですから、24のコメント、基本的にこれと一緒にであるということはどうでしょうか。じゃあ、そんな形でよろしいでしょうか。ちょっと申し訳ないですけど、1点だけ。そうしましたら、すみません、13番については評価を変えさせていただくということで。あとは、ご意見、ご質問いかがでしょうか。ちょっともう一つ私から、これ感想なのですけど、当初、私、○△×を付けて○を全部足しました、△を足しました、○の数が多いからこっちのほうが上位ですという決め方が実は前回あまり個人的には好きではなかったのです。ただ、今回、見ていただいてお分かりのように、例えば先程の建物に関して、何というのか△×付けていますけれど、付けた後に再度評価している。ですから、特にこの建物に関しては、結果的に同じ△を付けても、重み付けが非常に弱くなっているわけですね。重み付けを下げる評価、結果として、個別箇所を見えますけれど、重み付けの評価を下げたという効果がございます。ですから、結果として、これ○△×を単純に足し算して上から並べたというよりは、個別箇所を見て、重みをちゃんと事務局のほうで考えていただいているので、そこのところは非常にありがたいなど、評価すべきではないかなと考えております。ですから、確か前回の評価の仕方でも、○△×、その評価の仕方でも議論があったかと思うのですが、ある一定の答えがその議論に対するある一定の答えは今回、事務局からいただいているのじゃないかと思います。そうしましたら、他にあまりご意見もないようですので、先程の私の変更点は17ページの表には、そうか13が増えるのか。ちょっと13だけ変更がございますが、その17ページの⑥の分析、まとめ、これの6の1の、13だけ変更がございます。消えるのですね。それを変更するとして、この13以外の順番はこれでよろしいでしょうか。なおかつ順番とともに、その下に書いてあるピンクの囲み、除外箇所、動物が△の2箇所と文化財が×の1箇所は除きますよと。そうすると、今、黄色と、上で色が塗ってある8箇所になりますよというところまで、よろしいでしょうか。

一同：はい、いいです。

委員長：よろしいですか。ありがとうございます。そうしましたら、若干、13番に関する修正はございますが、それ以外はその17ページのピンクのところまで、要は8箇所までとりあえず候補を決めましたよというところまでできました。先程のご説明のように、あと2箇所くらい追加できるよね、ということがあるので、下の8箇所、13は除くのですかね。ですから、そうですね7箇所、資料では13も入っていますので、13も一応ご説明いただくのですけれど、

個別に見て拾えるものは拾いましょうという作業がございますので、そちらのほうに移りましょう。じゃあ、また 18 ページのご説明をお願いします。

事務局：はい、分かりました。それでは、残りの 8 箇所につきまして、個別に評価内容を確認しておくということで、18 ページから説明させていただきます。まず、18 ページはそのうちで○△×が 6、2、2 という評価の 5 箇所についてその内容をまた個別に見ていくというところがございます。お手元の資料の 4 でございます。評価根拠図の 8 番という箇所をご覧いただきたい。すぐのページでございます。このナンバー 8 につきましては、保育所が△で、建物と文化財が×評価でございますので、個々に見ていきますと、あと利便性が△です。保育所につきましては、8 の枝番 2 のページの左上の図でございます。8 のやや右斜め上のほうに 686 と貼られた所に小学校、ただ今、これ休校中の情報でございますけれども、がございます。しかし、この間を見ますと山の尾根があったり、あるいは川があったりとかいうことで、間が分断されている状況がお分かりいただけるかと思えます。そうしたことから、この距離にあったとしても直接的な影響は小さいというふうに考えたところがございます。その次に×評価の文化財でございますけれども、8 の 2 のページの右下の図でございます。それを見ていただきますと、49m、約 50m という非常に近い位置に周知の埋蔵文化財の包蔵地があるということが分かるわけがございますので、先程もありましたように、工事に伴います掘削が影響を及ぼす可能性があるということが考えられます。それから、×評価の建物でございますけれども、ページ戻っていただきまして、8 の 1 のページ、右下の図で見させていただきますと、最寄りの一番近い建物までは 458m、約 460m 離れているという所でございますけれども、その内容を拡大して見てみますと、その間には山の尾根があるということで、分断がされているということからいきますと、直接的な影響は小さいと考えられるところがございます。また、利便性のところでもいいますと、高知市内中心地から 1 時間で到達できるエリアであることは間違いないわけがございますけれども、お手元の資料 3 のナンバー 8 の一番上でございますけれども、見ていただきますと、廃棄物運搬の利便性のところがございますが、42.8km ということで、40km を超える距離にあるというところの状況であるというところがお分かりいただけるかと思えます。その次の 36 でございます。36 は水道水源が△、神社等が△、建物、文化財が×でございますが、水道水源につきましては先程もご説明させていただきましたように、△評価というのは、調査対象地の上流にあるというところがございますので、そこから約 770m 離れているということで、直接的な影響は考えにくいというところ。それから、建物、これは約 210m、最寄りの建物まで離れている所でございますけれども、山の尾根が分断をして

いるということで、直接的な影響は小さいと考えられるという所でございます。また文化財につきましては409mで、神社仏閣につきましては877mということで、それぞれ離れておりますけれども、その間は山の尾根であるとか、河川であったりとかということで分断されていることから考えますと、直接的な影響は小さいというふうに考えたところでございます。その次の43でございます。43につきましては、植物、希少野生植物の生息地との重なりを見ていただきますと、やはりこれも半分以上はありますけれども、調査対象地の一部のみであるというところがございます。それから、その次の保育所等でございますけれども、情報の43の2のページの左上の位置関係をみていただきますと、約770m離れた所に保育所があるということですが、休所中ということもございまして、山の尾根と河川が間を分断しているということからいきますと、直接的な影響は小さいのではないかと考えられるところでございます。それから、建物につきましても約350m離れている所でございますけれども、この建物との間には尾根があり分断しているということが分かるわけでございます。それから、神社等でございますけれども、神社等は約260m離れておりますけれども、これも山の尾根で分断されているということから考えますと、直接的な影響は小さいというふうに考えられます。その次の102と107でございますけれども、ほぼ同じ位置の所でございますので、まとめて説明させていただきますが、まず102の図をご覧くださいと思います。こちらのほうは102の1の希少野生植物の生息地ということでいきますと、102のほうもほぼ平坦地の部分でございますけれども、ほぼ全体的に生息地と重なっている状況がまず見受けられると思います。それから、その下の建物の情報でございますけれども、建物は調査対象地からいきますと、380mですか、近い所でございますが、標高の関係、ちょっとこれだけ見ると分かりにくいと思いますけれども、標高の低い場所にあるという所もあるという情報でございます。それから、ページめくっていただきまして、文化財でございますけれども、右下でございます。そこまでの距離が620m離れているという所でございます。これは国指定の天然記念物ということで、松尾山という所でタチバナという樹木の群落があるという所でございますが、ここと調査対象地の平坦地というのは山の尾根沿いになっているような形があるという所がございます。同様に107をご覧くださいまして、同様にございますけれども、希少野生植物の生息地とは重なりが少ないという、この平坦地がほぼ102と同じ状況で、重なっている状況があるという所でございます。それから、文化財につきましても、同様にそのタチバナ群落があつて、調査対象地の平坦地とは尾根づたいになっているという状況でございます。それからページめくっていただきまして、19ページでございます。

6、1、3という○△×の評価のところ、2箇所ございますので、それぞれご覧いただきたいと思います。13でございます。先程の関係で、地形判読のところ×の評価というふうにするというところでもございましたけれども、一応、資料の方はこういう形で作ってございまして、13の×評価、文化財についてのところで、見ていただきますと、これは文化財につきましては、約65m、約70mと近い距離でございます。これは県の指定天然記念物の桑ノ川の鳥居杉ということで、その次に出てまいります神社等もほぼ同じ所にあるのですが、この神社の鳥居とほぼ同じような形の杉の木があって、それが天然記念物になっているという所でもございまして、非常に近い距離、それも谷の入り口付近にあるということからいきますと、施設整備にともないまして、大型車両が通行することによる影響というものも考えられます。それから38でございます。38も文化財、神社でございますけれども、建物も342m離れている。それからページをおめくりいただきまして、文化財のほうが470m、それから神社仏閣のほうが約310mとそれぞれ離れている所でもございますけれども、それぞれの間には山の尾根というものが確認されますので、分断されているという所で、直接的な影響は小さいというふうには考えられます。ただし、このご覧いただきました一番の最寄りの建物に近い所に、500m以内の所に県立の香北青少年の家というような生徒さんとか、学生の方が宿泊研修をしたりするというので、結構頻繁に利用されている建物があるというようなことが分かってございますので、そのあたりについては、少しご意見もあろうかと思っておりますのでお願いしたいと思います。それから、最後のナンバー16でございます。ナンバー16は動物が△評価でございまして、これまでにでてきました動物と同じく、緑と、動物の生息地の中にこの16番があるということからいきますと、これまで説明させていただいた理由のとおり、施設の整備に適していないということが考えられるというようなことでもございました。以上、この8箇所の評価をいたしましたところ、相対的に見ますと、ナンバー36、38、43といったようなところが全体的に見ると優位ではないかというふうにも考えられまして、この3つを先程の8箇所に加えて選定をさせていただければどうかと考えているところでございます。20ページは、そのこれまでの11箇所を市町村別の図に落としましたところ、そのような分布になるというようなことでもございます。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長：ありがとうございます。はい。残りの8箇所の個別確認ということで非常に詳細な特性の検討と分析をしていただきました。これからこの結論、19ページの一番下の結論ですね、これについて審議をしていきたいと思っておりますがいかがでしょうか。結果的に特に文化財と神社については距離がどうのとい

うよりは、やっぱり位置関係ですね。位置関係でやっぱり決まってくる。さっきのナンバー13ですが、私ここ、時々行く神社なのですけれど、神社の境内に鳥居杉があるので一心同体になりますね。確かにこの溪流の中に入ろうとしたら、神社のお社を潰すことになります。あとは問題がナンバー38ですね。山の尾根で分断されているといいつつ、山の稜線、尾根上がその対象地ですので、その下にある青少年の家。

事務局：そうです。

委員長：青少年の家があるという所、ここ、私ども委員はどう判断するかというところですね。ここちょっといわくもある所なので、特に38については少し強調して追及の説明をさせていただきました。

委員：すみません。

委員長：はい、お願いします。

委員：102と107ですけれど、これ引っ付いているというか、ダブっているような所ですよ。

委員長：102とね。

委員：これ、番号は2つに分かれているけれども、セットみたいな感じでやったほうがどうかと思うのですけれどもね。

委員長：今後の扱いとして。

委員：ええ、これもう一つという。残り、あといくつ足すという中で、2つ別個じゃなしに。

委員長：別個じゃなしにね。

委員：一つという考え方で。

委員長：そのほうがいいかもしれないですね。取り扱いとして。今回はこういう、このままでいくとして、だから、報告書の作成の時なんかね。なんか少し。はい、お願いします。

事務局：ただ、この中で、107についてですが、これは公募で出てきた箇所ということで、102はこの委員会のほうで抽出していただいた箇所ということで、若干、出発点が違う部分もございますので、そのあたり。

委員長：特に公募で出てきたという所はその特性を大事にしなければいけないというところはありますか。

事務局：公募で出てきた箇所ですということの。

委員長：今の公募で出たということであると。

委員：仮に、10箇所程度というような話なのですけれども、これ、102、107が入るのだったら、11箇所でも構わないかなという、ちょっとそういう思いだけなのですけれど。

委員長：この今の案だと、希少野生植物でアウトになっています。だから、あれなの

ですけれど。ちょっとただ、今の公募箇所と我々が選んだ箇所と合体するところ、これ行政の委員の方のご意見も聞いてみたいのですが、委員、いかがでしょうか。はい、お願いします。

委員：僕はしっかり分けとったほうがいいと思います。というのは、最初の我々が選出した所がここだったというのが特定されますので、あえてそ一緒にしますとかいう話になったら、そこはもともと最初の候補地にあったということになりますので、そういった意味からは分けて、2つということやっておいたほうがいいんじゃないかなという、私の感想ですけれど、どうですか。

委員：私のほうもそれはそう思います。経過が分かるようにしておいたほうが賢明かなとは思いますが。どうでしょうね。

委員長：公募で挙がってきたというところをはっきりさせておくということですね。

委員：そこがもともと我々の最初の抽出の中には入っていたか、入っていないかというところ、分かっけてしまいますので、そこを特定されますので、最初の選定の中で、そこだけはうちが特定しておったのだと分かりますので、そういった意味では。

委員：それは、でも、この評価もまったく内容も一緒ですし、片方が残って片方が外れるというのは、おかしいという。

委員長：それはおかしいですね。はい。

委員：それだけです。

委員長：それはそう思います。

委員：両方残るか、両方のけるのか。

委員長：幸いに評価もまったく一緒ですし、問題ないですが。

委員：そういう考え方になろうかと思えますけれど。

委員長：ただ、そうですね、ちょっと、これについては、今、行政のお二人の話にあるように、やっぱり特に107はもう出自をはっきりさせておいたほうが良からうかと思えますので、そういう扱いにさせていただきます。はい。他いかがでしょうか。

委員：1点よろしいですか。

委員長：はい、お願いします。

委員：38ですけれども、先程出た青少年の家ですね、これはもう外したらどうかと思います。といいますのは、想定する10箇所程度より少ないため再検討したというところで、そういうことがあるのですから、無理に入れなくてもいいのではないかと思います。

委員長：はい、今のようなご意見、38出ましたけれど、いかがでしょうかね。38番。おそらく私ども委員の何というのかな、考え方が出るところですから、この取り扱いは、我々としては重要だと思えますが、いかがでしょうか。38は

除ける。私も個人的には、個人的には建設人としては除けたくないのですが、それは除いて、個人的には除けたほうがいいのかと思います。いかがですか。38の取り扱い。

委員：どっちもという気がします。正直。こういう施設は嫌がられるのだけれど、それも近くに作って教育かなと、一緒に青少年の家で。そういう理解を求めたいという気も残っていますね、我々、業界人としては。

事務局：あの、すみません。

委員長：はい、じゃあ事務局お願いします。

事務局：ここは地形図情報ではなかなかこの、ここが県立青少年の家ということの情報は分からないのですけれども、たまたまこの位置にある建物はそういう県の関係の施設だという所もあるという、そんな情報のもと、これが近くに青少年の家があるということが分かったというところで、そういった特殊な事情もございますので、はい。

委員長：そうですね、委員の言うように、どっちも。

委員：考え方として。

委員：ただ、それだけだったら、そういう考えもありますけれど、他の神社とか他の所が色々あった上で、それなのでという意見です。

委員長：委員、いかがですか？

委員：私は今、学習ということもあったのですけれども、環境的なことを考えると、やっぱりないほうがいいのかと思うのですけれども、これはまだこの10箇所ですこれから調べるのですから、いったん入れておいたほうがいいのかという。ごめんさないね、反対の意見を言って。

委員：いえ、全然、そんな。

委員：あれですけど、調査をしたうえでやったほうがいいのかというふうに思います。

委員長：今のようなご意見でましたけれど、いかがですか。はい、そうしましたら、何かありましたね、備考を付けるというやつが。何番だったっけ、同じような対処をしたいと思います。38については結論としては19ページの一番下に書いてあるこの3箇所を選定に加えると。その時に、この38番も備考に今の近隣の建物は、もうはっきり、青少年の家への影響について調査することと明記するというところでいかがでしょうか。

一同：はい、いいと思います。

委員長：はい、ありがとうございます。では、そういう対処にいたしましょう。

委員：出さないほうが良かったりするのですか、むしろ。地図で出しているから、逆にそういうあらかじめ分かっていたと言わないほうがいいのかも说不定ですね。

委員：そうですね。

委員長：ただ、まあ、やっぱり検討している、検討主体が県、高知県ですから高知県の持ち物、知らないわけもないので、やむを得ないかもしれないですね。そうしましたら、結論としては、ここに書いてある先程の8箇所、17ページの8箇所以外に、そのナンバー36と38、43の3箇所も加えますよということにいたします。ただし、38については、備考として、もうはっきり書きましょう。現地調査時に青少年の家に対する影響を調査すること、と明記する。よろしいでしょうか。そうしましたら、この資料1、3次スクリーニングの評価結果について、検討を終わりましたので、最後ちょっとまとめたいと思います。結論は変わらないのですが、3点ちょっと事務局提案のものから修正、ないしは追加がございました。1点目は、難しいなこれ、だから、ナンバー13が地形判読で×になるので落ちるということですね。これはどこを直したらいいのですかね。17ページの表を直すということになるのですかね。2回出ているのですね。

事務局：最初3ページで結論として×評価が8でしたので、これが9になる。

委員長：あ、そうか。それと。

事務局：そこと、11ページの。

委員長：そうですね、11ページの表。

事務局：それと箇所ですね。

委員長：あと12ページの評価結果の分析。これ個表ですから、これが変わると。それと、最後が17ページの表ですか。

事務局：そうですね、17ページですね。

委員長：それで文章は17ページのピンクの部分の文章は特に変わらないですね。

事務局：ここは変わらないです。

委員長：じゃあ、そういうことでよろしいでしょうか。じゃあ、まず、そのナンバー13が変わりました。地形判読×なので除外のほうにいきましたというのが1点。よろしいですね。それと備考に現地調査の際の確認点を書くというのが2箇所、出てまいります。これは、確か、1つ目が16ページをご覧ください。建物ですね、建物立地状況。箇所番号で、この表でいくと上から2つ目、15番、この建物については、これは谷全体が対象箇所なのですが、この谷の出口にすぐ建物がある場所でした。ここについては、現地調査において、建物への影響を調査すべし。それと、今度は19ページですね。先程のナンバー38にまた備考を書いて、備考で現地調査時に青少年の家への影響を調査する。ナンバー15およびナンバー38については、この資料でちょっと修正というのはできないのですが、今後、次回への資料の中では備考として、それが入るといって形で現地踏査への対応、4次スクリーニングへの対処をしてい

きたいと思います。他にございますでしょうか。そうしましたら、3次スクリーニングの評価結果について、こういう形でまとめました。ただ、ちょっと皆さんにお願いしたいお仕事があって、恐縮なのですが、これで一応、今回の部分の審議は終わりましたが、本日の議論全体を通じて何かご意見、ご質問等々あればお願いします。何かございますでしょうか。もし何もないようでしたら。

委員：大丈夫ですか？

委員長：はい、じゃあ委員。

委員：今回こうやって11箇所を選定されたわけですね。あとさっきの話の中でも出たのですけれど、希少野生動物の生息地の関係、ないのかもしれないですけども、最終的に工事したりする場合の下流への影響とかいうのがあります。網にかかっていなくても仮にこの上流に候補地があって、工事等によって、その影響が、濁りとか、出るということはあってはならないことですので、そういったところをまた十分、注意しながら最終的な結論を出していただきたい。そこだけです。

委員長：はい、分かりました。これ、今のご意見への対処。

委員：実際、無いのかもしれないですけどもね、上流には。

委員長：まあ調べないと分からないところがありますけれども。

委員：ちょっと私、全体、これ見渡せないもので、よく分からないですけど。

委員長：対処、何かコメントあると思いますので。

事務局：今回、3河川の流域ということで見た中で、その3つの箇所について、除けたという所でございますので、その他に、その流域に関係する箇所があるかどうかという質問でしたか。

委員：というか、この流域の中で、黄色で枠が塗られていますよね。

事務局：塗っています。はい。

委員：その上流にも候補地があったとしたらということ。なければ全然関係ない。

事務局：はい、その確認はいたしますし、いずれにしても、そういった希少野生動物がいるから、するとかしないとかじゃなくて、いずれにしても工事にあたりましては、そうした周辺環境への影響を少しでも少なくする、なくすというふうな形での工法を選択してやっていく必要はあるかなと思います。

委員長：よろしいですか。じゃあ、委員。

委員：今後、この11箇所を現地踏査して次回の会に臨むわけでしょうけれど、その時に情報として、今、地図上で選んでいるわけだし、山のてんこすなのか、谷合なのか、色々、様々な所があると思いますが、今ある道路からの直線で2キロとか、1キロからという設定で選んでいるわけですけども、実際の道路に付ける、取り付け道路とかが、困難極める所とか、わりと簡単に付くよと

か、そういう情報もできれば次回の会の時にいただければ選考しやすいかなと思うのですけれど。

委員長：はい、お願いします。

事務局：本日、4次スクリーニングの現地踏査ということで、5項目を確認するという
ことで、ご決定いただきましたので、その内容を中心にして次回の委員会ま
でに現地踏査をいたしまして、情報収集をしてまいりたいと思います。ただ
し、これから見に行ってみないと、どういう状況で、どういうふうにアクセ
スできるのかという所もあろうかと思しますので、可能な限り情報収集に努
めるというところで、どこまでできるかちょっとやってみます。

委員長：ですから、そういう意味でいうと、先程、公開の部分で議論した4次スク
リーニングの項目、こうやってパッと書きましたけれど、内容的にはもう少し
広い内容になる可能性も出てまいりますね。どこまで調査できるかは別にし
て。まさに委員のおっしゃる情報って重要だと思いますので。他にございま
すでしょうか。はい、そうしましたら、これからもう一仕事お願いしたいと
思います。先程、冒頭で非公開の審議をさせていただいたのですが、その時
に今日の夜7時から、報道機関へのブリーフィングがあるという話でござい
ました。前回も、ブリーフィングのために、非公開部分のまとめの文章、短
いものですが作りしました。前回ちょっと作る過程で私がペラっと言って、
それでいいよね、で終わらせてしまったと個人的に反省していますので、ま
ず私がまとめを口頭でお話をして、それを事務局に書いてもらいます。写し
てもらいます。それを委員の皆さんに、ご確認いただいて、確認をする。そ
うすると、これで、みんなでブリーフィングの文章を、やっぱり非公開部分
ですから私どもが責任をもって作らなければならないと思いますので、そこ
の部分もお願いしたいと思います。じゃあ、準備をお願いします。できてい
る、びっくりした。そうしたら、よろしいでしょうか。ちょっと最終的な「て
にをは」とかはもう事務局にお任せしたいのですが、それでよろしいでしょ
うか？

一同：はい。

委員長：変な日本語があったら、ちょっと直していただくと。あれだけ言うておきな
がら、偉そうに言うておきながら、すみません。そうしましたら、まず今回
の3次スクリーニングの評価結果ですが、一番大事なところは27箇所でした
っけ、前回というか、2次スクリーニングで選定した27箇所。ですから、2
次スクリーニングで、「27箇所のうち、3次スクリーニングでは11箇所を3
次スクリーニングにより選定した」とこれをお願いします。これで、まずよ
ろしいですかね。これは一番重要な結論ですので。ここからが審議の内容で
すが、どうしようかな、○×△の話って書いてもいいのですかね。

事務局：○△×、そういう評価をするということですね。

委員長：そうしたら、「選定方法については、事前に決めた評価項目について、さっきの○×△で評価をした。」と。ちょっとこれ文章長くなります。改行していいからね。で、「それに基づき」、何というのかな、「順番に並べた」というのか、「順位を付けた」という言い方をしてよろしいですかね。「順位を付けたが」でいいですかね。「順位を付けたが、個別箇所の特性を逐一、確認しながら評価を行った。」、こんな文章でいかがでしょう。これ以上言ってしまうと、非公開部分が出てまいりますので。よろしいですかね。委員の先生方。事務局いかがでしょうか。ちょっと不適切な部分とかあれば。部長いかがでしょう。

事務局：「選定方法については、○△×で評価した」という、「選定にあたっては、」のほうが良いのじゃないですか、「選定にあたっては」。

委員長：そうですね。

事務局：「選定にあたっては事前に決めた評価項目について」。

委員長：「ついでに、」を「あたっては、」。

事務局：で、「順位をつけた」といいますと、1、2、3、4の。

委員長：ここの言い方がちょっとね。

事務局：そのイメージがありますので。

委員長：これどうしましょう。私も先程しゃべりながら、うーんと思ったのですが、ここはちょっと役所の方のセンスで言葉をいただきたいのですが。「○△×で評価した」と書けば、なんとなくこの上から順番に並べたのだろうと分かるだろうなという気はするのですが。そうしたら、例えば、これを全部消して、まずここまで。まず、選定、基本的には、この○△×で評価したわけですね、選定は。だから、これが基本なのですけれど、「それに加えて、」でどうでしょうか。そうすると、基本的には○△×で評価したぞと。これ議事録にも載っていますから、公開になりますよね。だけど、それだけじゃなくて、個別箇所いちいち見たんだぞということも分かります。まさに、その通りのことをやっているわけですから。こんな形でいかがでしょうか。よろしいですか。

一同：はい。

委員長：そうしたら、部長、これでよろしいですかね。「てにをは」は、もうお任せします。じゃあ、こういう形で、ですからブリーフィング資料は前回見ていただいたように、まずは公開部分が、あのパワーポイントが2枚刷りで、ビヤと載って、最後に非公開部分になりますかね。非公開部分の審議内容か何かで、囲みで載るのですね。

事務局：審議結果という形でそこに、その3ポツ、3つが入るということ。

委員長：分かりました。

事務局：4で11箇所が3次調査対象地に選定されたという結論になるということにな

ります。

委員：2次スクリーニングの27箇所と。そんないらないですね。

委員長：入れたほうがいいですよ。

事務局：2次調査対象地、27箇所と入れても。

委員長：入れたほうがこういう感覚で読みますから。入れましょうか。こんな形でいかがでしょう。よろしいですか。

委員：誤解されますよ。2次調査対象地に、2次スクリーニングでやるみたいな話になっちゃうから。今回2次なのですかね、これ。

事務局：そこの言い回しがね、ちょっと。

委員：そこは。

事務局：任せていただけたら。

委員長：そうしたら、これでいかがでしょう。はい、そうしたら基本的にこういう形で。基本的にとにかく、やっぱり私どもの審議で決まるので、これで、「てにをは」くらいは、いじっていただくかもしれませんが、その内容で確認してブリーフィング資料に審議結果が入ることになります。これで、すみません、長くなりました。審議を終わりにいたします。で、最後に確認したいことが。以上で本日の審議、議事はすべて終了となります。事務局から伝達事項あればお願いします。

事務局：それでは事務局から2点ほどございます。まず、第6回委員会終了後に委員会からご提出いただく報告書の案についてでございます。前回の第4回委員会の最後に報告書の構成イメージをご提示しまして、次回以降の委員会において具体的内容をご審議いただくことをご説明したところでございますが、少し作業に時間を要しておりますことから、第1回委員会から本日の第5回委員会までの候補地の絞り込みの経過、過程につきまして、報告書案の形に整理したものを年内に作成いたします。その上で委員の皆様にご意見をいただいたうえで、次回第6回委員会に提案するようスケジュールを変更させていただきました。次に次回、最終の第6回委員会の開催日程でございますが、年が明けて2月の1日、木曜日に高知市内で開催したいと思っております。開催時間につきましては、午前10時からお昼休憩を挟んで、午後3時くらいの終了を予定しております。委員の皆様にはお忙しい中、長時間拘束することになり申しわけありませんが、よろしくお願いたします。事務局からは以上でございます。

委員長：ちょっと重要な点ですので、もう一回まとめますが、報告書についてはそういうことで、年内を目途に形を作って、また、これ皆さんにお手数をおかけしますけれども、ご確認をお願いしたいと思います。第6回の開催日時、もう一回繰り返しますと、2月の1日、木曜日ですね、これの午前10時から昼

休憩をはさんで午後 3 時ごろまで、高知市内で開催ということでございますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。そうしましたら、これで議事を終了したいと思ひます。委員の皆様、お疲れ様でした。これで、進行を事務局にお返しいたします。

事務局：本日ですけれど、予定の時間を大幅に超過して、ご審議をいただきました。事務局のほうで説明が長くなりまして、申し訳ございませんでした。おかげをもちまして、今回の委員会におきましても、次の調査の対象となる箇所を選定していただきました。後 1 回でございます。何卒どうぞよろしくお願ひします。本日はどうもありがとうございました。

一同：ありがとうございました。